

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年9月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第8号

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

別表第3の表高速鉄道・自動車線連絡大人普通旅客運賃の部1区の項中「320」を「330」に改め、同部4区の項中「430」を「440」に改め、同部5区の項中「460」を「470」に改め、同表高速鉄道・自動車線連絡小児普通旅客運賃の部4区の項中「220」を「230」に改める。

「

円
7,340
9,070
20,920
25,850
39,640
48,980
3,700
4,630
10,550
13,200
19,980
25,010
2,960
3,700
8,440

「

円
7,480
9,240
21,320
26,340
40,400
49,900
3,770
4,720
10,750
13,460
20,360
25,490
3,020
3,770
8,610

別表第4中

10,550
15,990
19,980
1,850
2,320
5,280
6,620
9,990
12,530
10,370
29,560
56,000
4,940
14,080
26,680
3,950
11,260
21,330
2,470
7,040
13,340

を

10,750
16,310
20,360
1,890
2,360
5,390
6,730
10,210
12,750
10,570
30,130
57,080
5,040
14,370
27,220
4,030
11,490
21,770
2,520
7,190
13,610

に改める。

」

」

「

13,740	円
15,470	
16,770	
18,060	
19,360	
39,160	
44,090	
47,800	
51,480	
55,180	
74,200	
83,540	
90,560	
97,530	
104,550	
10,800	
(9,640)	
12,030	
(10,880)	
12,960	
13,890	
14,810	
30,790	
(27,480)	

「

14,180	円
15,940	
17,270	
18,580	
19,910	
40,420	
45,430	
49,220	
52,960	
56,750	
76,580	
86,080	
93,260	
100,340	
107,520	
11,160	
(9,980)	
12,420	
(11,250)	
13,360	
14,310	
15,250	
31,810	
(28,450)	

別表第5中

34,290 (31,010)
36,940
39,590
42,210
58,330 (52,060)
64,970 (58,760)
69,990
75,010
79,980
8,390 (7,460)
9,380 (8,450)
10,120
10,860
11,600
23,920 (21,270)
26,740 (24,090)
28,850
30,960
33,070

を

35,400 (32,070)
38,080
40,790
43,470
60,260 (53,890)
67,070 (60,750)
72,140
77,270
82,350
8,690 (7,750)
9,700 (8,760)
10,450
11,210
11,960
24,770 (22,090)
27,650 (24,970)
29,790
31,950
34,090

に改める。

45,310 (40,290)
50,660 (45,630)
54,650
58,650
62,640
5,130 (4,550)
5,750 (5,170)
6,210
6,680
7,140
14,630 (12,980)
16,400 (14,740)
17,710
19,050
20,360
27,710 (24,570)
31,050 (27,920)
33,540

46,930 (41,850)
52,380 (47,310)
56,430
60,540
64,590
5,450 (4,860)
6,080 (5,490)
6,550
7,030
7,500
15,530 (13,850)
17,330 (15,650)
18,670
20,040
21,380
29,440 (26,250)
32,840 (29,650)
35,380

36,080
38,560

37,970
40,510

附 則

(施行期日)

1 この改正規程は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に発売した定期券又は団体券は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。

3 この規程による改正後の規程の規定にかかわらず、この規程の施行日前に発売した乗合自動車から高速鉄道への自動車線連絡普通券は、別に定めるところにより、当該乗車券を使用することができる。

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(交通局営業推進室)